

第 12 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 6 年 6 月 28 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 6年 6月28日(金) 13時31分～14時06分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
日程第4	報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
日程第5	報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第6	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第7	議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第8	議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件
日程第9	議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第10	議案第5号 農業経営基盤強化促進法法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件
日程第11	議案第6号 現況証明願いの件
日程第12	議案第7号 農業委員会委員辞任の件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	16番 道下 勇治	17番 横溝 勲

●欠席委員

15番 廣江 英幸

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成
農地振興係主事 佐伯 雛

事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏

●議事録署名委員

10番 松久 和明 11番 珠玖 春美

(13時01分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、10番 松久委員、11番 珠玖委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町新生南10線外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積183,266㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積42,312㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町芽室北3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積15,386㎡です。本申請は、砂利採取及び基盤整備（一時転用）のため、申請されたものです。令和6年5月24日に許可しています。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題とします。それでは、中捨現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告を

お願いします。

○3番（中捨委員） 3番中捨です。6月17日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、土屋委員、高橋委員、そして私中捨、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より調査内容の説明を受け、担当委員から補足説明があった後、現地調査を行いました。調査の結果、番号1番の砂利採取及び基盤整備について、農地として復元できていることを確認しました。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、中捨現地調査委員長より報告がありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、松久あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○10番（松久委員） 10番松久です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。6月20日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、野澤委員、山川委員、小林委員、高橋委員、そして私松久、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時00分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、15時00分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番については、確認事項発生のため継続調整となり、今後確認してから改めてあっせんとなります。番号2番は、売買でのあっせん成立となりました。あっせん内容の詳細については、総会議案をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、松久あっせん委員長より説明のありました報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

●日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者

から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町坂の上10線、公簿・現況地目とも畑、面積9,051㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日、土地の引渡しの時期は令和6年5月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線、公簿・現況地目とも畑、面積11,757㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 私の方より現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○1番（島部会長） 1番島部です。申請地は、祥栄橋から北へ500m程、畑の北側にある河川用地です。今回、農地の基盤整備として砂利採取を行うことから、河川用地の売買を取り進めることとなりました。また、周辺地域の理解も得ているため、問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） それでは番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町栄1線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積152,426㎡です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条

第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 松久委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○10番（松久委員） 10番松久です。5月22日に現地調査等を行いました。申請地は、常盤神社から東へ300mと、常盤神社から西へ800mに位置しており、本申請は、親から子への贈与です。譲受人は営農歴30年、譲受人の子も4年前より就農され、経営も安定していることから、問題のない案件と思われま。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） 最初に、番号1番についてですが、私、島部に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されることとなります。本案件の審議開始から終了までの間、退席させていただき、その間、平林会長職務代理者に議長をお願いし、審議していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） それでは、そのように取り進めます。ここで、暫時休憩いたします。

13時48分 休憩

【島部会長退室】

13時49分 再開

○議長（平林代理） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（平林代理） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地法第4条の規定による許可の件。次の者から農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【整理番号1番】土地の所在は、芽室町毛根北8線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面

積 8 5 4. 9 5 m²です。農業用格納庫の新築及び作業場の設置のための永久転用です。

○議長（平林代理） ただいま、事務局より説明した案件については、5月30日に開催の第11回農業委員会総会においてご審議いただいた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（平林代理） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（平林代理） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定し、準備が整いしだい、許可することとします。

○議長（平林代理） 予定された案件の審議が終了しましたので、以上をもって、議長を退任したいと思います。ここで暫時休憩といたします。

1 3時51分 休憩

【島部会長入室】

1 3時51分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【整理番号2番】土地の所在は、芽室町上伏古12線、公簿・現況地目とも畑、面積494.03m²です。農業用格納施設及び作業場の設置のための永久転用です。

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明した案件については、5月30日に開催の第11回農業委員会総会においてご審議いただいた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定し、準備が整いしだい、許可することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

●日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上伏古12線、公簿・現況地目とも畑、面積703.99㎡です。本申請は、農家住宅1棟の建設のための永久転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局より説明した案件については、5月30日に開催の第11回農業委員会総会においてご審議いただいた案件であります。特にご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

●日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号13番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号13番】土地の所在は、芽室町坂の上10線、公簿・現況地目とも畑、面積9,051㎡を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号13番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。それでは、整理番号13番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号13番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で議案第5号を終わります。

●日程第11 議案第6号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第6号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第6号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願いがあったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町上芽室南3線、公簿地目は畑、合計面積は1,338㎡です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、中捨現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○3番（中捨委員） 3番中捨です。6月17日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、土屋委員、高橋委員、そして私中捨、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番について、「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第6号を終わります。

●日程第12 議案第7号 芽室町農業委員会委員辞任の件

○議長（島部会長） 次に、議案第7号 芽室町農業委員会委員辞任の件を議題とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第7号 芽室町農業委員会委員辞任の件。芽室町長より諮問がありました芽室町農業委員会委員の辞任の同意について、意見を求める。申出者は、河西郡芽室町上美生5線24番地3 廣江 英幸。辞任の日は、令和6年6月30日で、辞任の理由は、一身上の理由となっております。農業委員の辞任につきましては、農業委員に関する法律第13条の規定に「委員は、正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て、委員を辞任することができる」とあります。先般、廣江委員より、任命権者であります芽室町あてに、本年6月30日をもって辞任したい旨の届出があったことから、町長より農業委員会に対し、辞任の同意について諮問があったものです。ご存じのとおり、農業委員につきましては、非常勤の地方公務員でありますので、公務執行の義務を任された以上は、恣意的にその進退を決定するものではないと言われており、辞任の理由が「やむを得ないもの」であるかに関して審議いただくものであり

ます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問等はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。議案第7号について、町長に「同意する旨」の答申をしてよろしいでしょうか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、議案第7号について、廣江委員の辞任に同意できるものとし、その旨町長に対し、答申することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第7号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第12回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（14時06分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 6年 6月 28日

議 長 (農業委員会会長)

議 長 (農業委員会会長代理)

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員